介護予防ケアマネジメントをご存知ですか？
～住み慣れた地域で生活したい！を実現するために～

「介護予防ケアマネジメント」とは、介護が必要な状態になることを予防するために、相談からサービスの手続きや調整のサポート、支援計画の作成などを行います。自ら生活の目標を考え、必要なサービスを選択できるよう、多様な専門職が関わり支援させていただきます。

誰が対象なの？

①介護保険の認定が「要支援」の方。
②介護保険の認定が「非該当」の方のうち、生活機能に低下があるかのチェック項目に該当となった方。

支援計画作成時に専門職が助言！
◇主任介護支援専門員
◇社会福祉士　◇保健師
◇介護福祉士　◇看護師
◇作業療法士　◇管理栄養士
◇歯科衛生士

どんな時に、どこに相談したらいいの？

「長い間外出自粛して、足腰が弱って歩くのが辛くなった。」
「冬の間、家の中に閉じこもっていたら、物忘れするようになった。」
など、こころやからだの変化に不安を感じたら、としべつ内の

地域包括支援センター　☎82-2780　に電話・来所どちらでも、お気軽にご相談ください！

第６次今金町総合計画策定に向けた諮問

６月４日、第６次今金町総合計画の策定に向け、外崎町長から総合計画策定審議会の村本会長、安西副会長に諮問書が手交されました。

「町民一人ひとりが将来に夢や希望を持ち歩むことができ、新たな時代のまちづくりの指針となる計画作りに協力願いたい。」という町長の思いを受け、村本会長は「人口減少や雇用問題への対策など課題はあるが、町民がよりわかりやすく親しみを持てる計画となるよう努めたい」と話されました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これまで今年度全体の審議会は開催できておりませんが、今後は引き続き防止対策に配慮しつつ、活発な意見交換や議論を行う予定です。

今金町地域経済応援商品券を販売しています

新型コロナウイルス感染症の流行により、今金町の地域経済にも大きな打撃となっています。１日も早い経済回復を目的に「今金町地域経済応援商品券」の販売を行います。

【販売期間】　５月20日（水）～７月31日（金）（土・日・祝日を除く）
【通常販売】　デ・モーレン風車２階（今金町商工会☎82-0724）で販売いたします。
【購入方法】「商品券購入引換券」と購入代金をご持参ください。
【商品券使用】　10月31日 までに 町内取扱い店舗でご利用ください。
【そ の 他】　町内の全世帯の方々が購入できるよう商品券を用意していますので、販売期間内でご都合の良いときにお買い求めください。

【問合せ】まちづくり推進課　☎82-0111

生活就労サポートセンターひやまから学童保育所へ食料品が寄付されました

５月26日、学童保育所にて、一般財団法人北海道国際交流センター、生活就労サポートセンターひやまより食料品の寄付がありました。同団体では自立支援相談事業の実施ほか、国際交流などの活動を展開しています。この度、地域社会支援協力活動の一環として、檜山管内の福祉関連施設に無償配布されたものであり、カルピスやゼリーなどの食料品を寄付していただきました。

種川小学校交通安全教室

６月19日、種川小学校にて交通安全教室が行われました。せたな警察署今金交番、今金町交通安全指導員会協力のもと全学年を対象に行われ、種川地区市街地を自転車で走行し安全な乗り方などを確認しました。自転車に乗る機会の多い児童達は信号の無い交差点での一時停止や押しボタン式信号機の渡り方。前後左右の安全確認など、自転車に乗る上での基本を再確認する機会となりました。

特殊詐欺防止街頭啓発

６月15日、今金郵便局前にて、年金支給日に合わせて特殊詐欺防止街頭啓発が行われました。せたな地区地域安全活動推進委員、せたな警察署員らにより、郵便局を訪れた方に、特殊詐欺防止グッズを手渡し注意喚起を行いました。

農業委員会

農業委員会では、８月～11月を調査期間として、優良農地の確保と遊休農地の発生防止、農地の違反転用と不法投棄の早期発見のため、農業委員が班を編成して地域ごとに巡回します。調査の際に農地へ立ち入ることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、現地調査の際の立会いは必要ありません。

また、この調査により確認された遊休農地については、後日、所有者へ今後の管理意向を調査させていただき、遊休農地の解消に向けた活動に役立てます。

農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があります。自ら耕作できない等農地の利用でお悩みの方は、お早めに地元の農業委員または農業委員会事務局（☎82－0111）へご相談ください。

◆調査員（農業委員）は、身分証明書、緑の帽子と腕章を着用、調査車両には「農地パトロール」と書いたマグネット板をつけて農地を調査します。

■農地の転用・売買等には許可が必要です。

○農地転用の許可・届出の申請
農地を農地以外の用途（宅地、駐車場、植林、資材置き場）で使用する場合は、事前に許可を受ける必要があります。

○農地の売買・賃貸の申請
農地を耕作目的で売る・買う・借りる場合は申請が必要です。

介護のご相談は、